奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程及び奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月１０日

奈良県広域水道企業団企業長　山下　真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第６号

奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程及び奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

（奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程の一部改正）

第１条　奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程（令和７年３月企業管理規程第１８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正）

第２条　奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和７年３月企業管理規程第２８号）の一部を次のように改正する。

第９条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第１号に次のように加える。

エ　当該第１号会計年度任用職員が第２号会計年度任用職員であるものとした場合に支給される第二種初任給調整手当の額（以下「第二種初任給調整手当基礎月額」という。）を２１で除して得た額に、当該第１号会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間の時間数を７時間４５分で除して得た数を乗じて得た額

第９条第２号に次のように加える。

エ　第二種初任給調整手当基礎月額を１６２．７５で除して得た額

第９条第３号に次のように加える。

エ　第二種初任給調整手当基礎月額に、当該第１号会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間の時間数を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た額

附　則

この規程は、公布の日から施行する。